

○島根県警察における広報及び広聴実施要領の制定について

(平成12年6月26日島総甲第190号本部長例規通達)

最終改正 令和4年2月1日

島根県警察における広報及び広聴に関する訓令（平成12年島根県警察訓令第16号）第13条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり定めたので、適正な運用に努められたい。

なお、島根県警察広報活動要綱の全面改正について（昭和49年7月13日島書第75号警察本部長例規）、報道機関に対する広報実施要領の制定について（昭和49年4月1日島書第37号警察本部長例規）、「報道機関に対する広報実施要領」運用上の留意点について（昭和49年4月10日島書第45号警察本部長通達）、突発重大事件、事故発生時における広報活動要領の制定について（昭和49年7月18日島書第81号警察本部長例規）及び緊急広報用テレビ、ラジオ放送実施要領について（昭和49年7月27日島書第79号警察本部長例規）は、廃止する。

別添

島根県警察における広報及び広聴実施要領

第1 趣旨

この要領は、島根県警察における広報及び広聴に関する訓令（平成12年6月26日島根県警察訓令第16号。以下「訓令」という。）第13条の規定に基づき、広報及び広聴の実施について必要な細部事項を定めるものとする。

第2 広報及び広聴の分掌

訓令第4条及び第5条に掲げる広報及び広聴の分掌は、次のとおりとする。

(1) 警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）

- ア 広報の全般的な企画、推進及び連絡調整
- イ 報道機関に対する発表、連絡等
- ウ 各所属に対する広報に係る指導、助言、調整及び総括整理
- エ 島根県警察（以下「県警察」という。）として行う広聴会及び世論調査等の実施
- オ 警察に対する意見、要望等の聴取（以下「意見、要望等」という。）の窓口事務
- カ 警察本部庁舎見学者の受付及び案内
- キ 県警察インターネット・ホームページの企画、運営及び管理
- ク 県警察音楽隊の派遣
- ケ その他警察本部長（以下「本部長」という。）が命じた事項

(2) 警察本部内所属（広報県民課を除く。）

- ア 所掌事務に係る法令、条例、規則等の県民に対する周知徹底及び県警察の運営方針、活動状況等の発表
- イ 所掌事務に係る広報方針及び広報重点事項の策定、警察署に対する指導及び調整並びに官公署及び報道機関等との広報に関する連絡
- ウ 所属として行う広聴会及び世論調査等の実施
- エ 意見、要望等のうち所掌事務に係るものへの対応
- オ 所属職員に対する広報及び広聴に関する教養、指導

(3) 警察署

- ア 広報重点事項及び警察署において独自に計画した事項の実施
- イ 警察署独自の広報資料の作成、発行及び配布
- ウ 官公署及び報道機関等との広報及び広聴に関する連絡
- エ 管轄区域内における広聴の企画及び推進
- オ 意見、要望等の受理及び処理
- カ 所属職員に対する広報及び広聴に関する教養、指導

第3 報道機関に対する広報

1 基本方針

報道機関に対する発表は、新聞、テレビ等を通じて、警察の活動等を正しく県

民に知らせ、その理解と協力を求めるという警察広報の本質を念頭に置くとともに、資料の提供に当たっては、報道機関の社会的使命及び重要性を認識し、正しい報道ができるよう協力する。

2 広報体制

(1) 広報責任体制

ア 警察本部における広報事務は、広報官が総括する。

イ 各所属における広報事務は、訓令第7条に定める広報担当者が当たる。

(2) 発表責任者

ア 重要特異な事案についての発表は、警察本部長が行うものとする。

イ 捜査本部、警備本部を開設した場合の発表は、当該本部の本部長又はその本部長が指定した幹部が行うものとする。

ウ 日常の活動及び通常の事件、事故等（以下「事件等」という。）の発表は、次のとおりとする。

(ア) 警察本部においては、各主管部長又は課長若しくはこれに代わる者が行うものとし、広報官を立ち会わせる。ただし、軽易なものについては、広報官が行うものとする。

(イ) 警察署においては、署長又は広報担当者が行うものとする。

エ 複数の所属に関連する事件等で、発表に当たり調整を必要とするものについては、警察本部の主管部長が調整し、指定した発表責任者が行うものとする。

オ 執務時間外における軽易かつ定型的な事件等の発表は、当直責任者が行うものとする。

3 広報官への連絡等

(1) 警察本部の所属長は、本部長へ速報を要する事件等のうち、報道機関に発表する必要があると認めるものについては、速やかにその概要を広報官にも通報するものとする。

(2) 警察署が発表を行う場合は、本部の主管課と連絡を密にして実施するとともに、特異なもの及び報道価値の高いものについては、発表の内容を速やかに広報官に通報するものとする。

(3) 広報官は、通知を受けた情報及び自ら収集した資料並びに発表事項等について本部長に報告するものとする。

4 発表要領等

(1) 本部長が発表を行うときは、主管課長は資料を作成し、広報県民課長を経て本部長に報告するものとする。

(2) 本部長以外の者が発表を行うときは、報道広報資料（以下「広報資料」という。）を添えて、広報県民課長に通知するものとする。

(3) 報道機関に対する発表の内容が複数の所属に関連する場合は、相互に密接な連携を保ち、共同発表又は同時発表の形式により発表を行うものとする。

(4) 広報官及び広報担当者は、勤務時間内に発表した事項のうち、勤務時間外に報道機関から問い合わせ等が予想されるものについては、広報資料等を当直責任者に引き継ぐものとする。

5 発表の方法

軽易かつ定型的な事件等の発表は、次により行うものとする。

なお、重要特異な事案を勤務時間外に発表しようとする場合は、あらかじめ発表方法、時間、内容等を広報官に連絡するものとする。

(1) 警察本部

ア 勤務時間内

広報官を通じて警察本部記者室において行うものとする。

イ 勤務時間外

当直責任者が広報資料をファクシミリにより送付して行うものとする。

(2) 警察署

ア 勤務時間内

本部主管課と内容等を打ち合わせた後、地元記者へ通報するとともに、広報官を通じて警察本部記者室において行うものとする。

イ 勤務時間外

当直責任者が地元記者へ通報するとともに、本部当直へ通報するものとする。

6 発表上の留意事項

発表に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に報道効果の判断能力を養うとともに、警察的には軽易な事項であっても、社会的に反響の大きいものの判断を誤らないようにすること。
- (2) 常に「正しく、早く、公平に」を念頭に置くこと。
- (3) 関係者の基本的人権に配慮すること。
- (4) 発表文は、6何の原則に基づき記載するとともに、難解な地名、氏名等は誤って報道されることのないよう振り仮名を付けるなど十分に配慮すること。
- (5) 予想される質問事項については、あらかじめ準備し発表に臨むこと。
- (6) 報道は、特に速報性が重視されるので、新聞、テレビ等の編集締切り時刻を考慮するなどタイミングを失しないように配慮すること。
- (7) 発表した内容に変更が生じ、又は状況が変化したときは、速やかに追加又は訂正の発表を行うこと。
- (8) 重要又は特異な事案については、まず第一報を速報し、事後の発表は事案処理に支障のない限り随時行うこと。
- (9) 他の都道府県又は他の機関と競合する事案の発表に当たっては、事前に発表の時刻、内容等を十分に検討し、意思の統一を図っておくこと。

7 報告

所属長及び広報官は、発表に際し重要又は特異な事案があった場合は、その状

況を速やかに警察本部長に報告するものとする。

第4 事件等の発生現場等における広報

1 広報連絡員の設置

事件等の発生現場等で報道機関の取材が予想されるときは、原則として当該事件等を主管（所轄）する所属長が指定した広報連絡員を配置し、報道機関との広報連絡が円滑に行われるよう配慮するものとする。

2 広報連絡員の対応

広報連絡員は、当該事件等の概要、捜査処理状況、報道関係者の活動状況、警察への要望等を把握するとともに、報道機関に対する広報の窓口となり、広報が円滑かつ適正に行われるように努めるものとする。

3 広報官の派遣要請

所属長は、事件等の発生により必要と認めるときは、広報県民課長に対し広報官の派遣を要請するものとする。

4 広報県民課長の対応

広報県民課長は、事件等の規模、内容等により必要と認めるときは、広報官を所轄警察署又は現場に派遣し、報道関係者との対応及び広報連絡に当たらせるものとする。

第5 重大事件等発生時における広報

1 広報体制

重大事件等発生時の広報体制は、重要事件等捜査本部運営要綱の制定について（平成2年7月7日島捜一第323号ほか本部長例規通達）等、別に定めがあるものについては、その定めによるものとする。

2 広報班の設置

(1) 重要特異な事案が発生し、又は警備本部等を開設した場合は、必要により当該本部に広報班を置く。

(2) 広報班の体制は、事件等の規模、内容及び報道機関の活動状況等により弾力的に判断し、報道関係者の応接及び連絡並びに地域住民に対する広報活動に十分対応できるように配慮するものとする。

(3) 広報班には班長を置き、本部の広報班長は広報官、警察署の広報班長は広報担当者を充てるものとする。

(4) 広報班の任務

広報班の任務は、次のとおりとする。

ア 本部広報班

(ア) 報道機関との連絡等の窓口

(イ) 発表資料の収集、整理及び保管

(ウ) 報道機関に対する発表の記録

(エ) 共同記者会見場及び記者待機場所の設営及び管理

イ 警察署広報班

- (ア) 本部広報班の任務を準用する。
 - (イ) 現場における報道関係者の接遇及び現場における警察職員と報道機関との紛議の予防、解決
 - (ウ) 広報写真の撮影及び管理
 - (エ) 現場及びその周辺の住民に対する広報
- (5) 広報腕章の着用

事件等の現場において広報活動に従事する広報班員は、報道関係者に対し自己の所在と任務を明らかにし、広報連絡事務の円滑な遂行を図るため、別図の広報腕章を着用するものとする。

3 現場広報の内容及び方法

現場広報の内容及び方法は、それぞれ次により行うものとする。

(1) 事案の概要及び避難誘導等の広報

あらゆる広報媒体を積極的かつ有効に活用し、現場及びその周辺の住民に対し、事件等の現況、警察活動の内容等を支障のない限度で、速やかに広報し、住民の焦燥感、不安感をできるだけ除去するように努める。

(2) 交通規制に関する広報

ア 交通規制の区域及び路線並びに迂回路の指示等を立看板、チラシ等を利用して的確に掲示する。

イ 交通規制の影響が相当広範囲又は長時間に及ぶときは、放送関係者、関係機関、関係警察署等に連絡し、周知徹底を図る。

(3) 遺族、被災者（家族）に対する広報

ア 被災者の避難先、負傷者の収容施設等は、その場所が明確に分かるように略図等を活用して掲示する。

イ 電話等による問い合わせについても、できるだけ即答できるように資料を整備しておく。

ウ 遺体収容場所での収容人員、身元を確認した氏名等の広報に当たっては、正確な情報を確認し、広報紙等を利用して掲示する。

4 住民からの苦情、要望等の処理

現場における各要員は、住民等から苦情又は要望を受けたときは、広報班長、各現場責任者等に報告（通報）し、その指揮を受けて適切な現場措置を講ずるものとする。

5 報道機関への説明

報道機関の集中取材に的確に対応するため、警察本部主管部長又は所轄警察署長は、速やかに報道関係者又はその代表者に次の事項について説明するとともに、必要な協力要請を行うものとする。

(1) 事件等の概要と警察の方針

(2) 報道関係者の身分の表示及び社旗の表示

(3) 取材の場所、発表責任者、発表時期及び方法

- (4) 取材又は報道上特別の措置を要するときは、その理由、範囲及び限度
- (5) 現地における交通規制及び整理方針
- (6) 報道機関との連絡体制
- (7) その他必要と認めた事項

6 報道関係者への措置

(1) 待機場所等の確保

広報班長は、所轄警察署長の指揮を受け、警察署又は現場付近の適当な場所に報道関係者の待機場所として、現地連絡室又は臨時記者室を設置するものとする。

(2) 報道関係者の立入り

広報班長は、現場責任者と協議して、報道関係者の立入りについて次のように措置するものとする。

ア 交通規制区域内に立ち入らせる場合は、社旗、腕章、身分証明等により、身分を確認した上で行う。

イ 警戒線を設定し、関係者以外の立入りを禁止している場合は、現場責任者の指揮を受け、証拠保全、現場活動に支障のない限度及び安全性を考慮して立ち入らせる。

7 本部広報班への連絡

警察署の広報班は、報道関係者に資料提供又は発表をする場合は、誤り等为防止するため、できる限りその概要を本部広報班長に通報するものとする。

第6 広報媒体を活用する際の配慮事項

広報媒体を活用するに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 広報資料の提供は、適時、適切かつ正確に行う。
- (2) 報道機関については、その公共的な使命をよく理解し、相互が信頼し、かつ、協力できる関係を維持する。
- (3) ポスター、パンフレットを作成するときは、専門家の意見を聴くなど、技術的に広報効果を高める。
- (4) 官公署その他諸団体の広報紙（誌）を利用するときは、担当者との連絡を密にし、効果的に素材を提供する。
- (5) 講演会、懇談会等の集会行事を開催するときは、積極的に広報資料を提供する。
- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、広告塔等を利用するときは、事故防止措置を確実に講ずるとともに、期間が終了したものは速やかに撤収する。
- (7) 有線放送施設及び興業場、駅等における放送施設を利用するときは、これらの正常な業務に差し支えないようにする。
- (8) 広報車、ヘリコプター等を利用するときは、音量、位置、時間等に注意し、迷惑を及ぼさないようにする。

第7 公聴会等の実施

所属長は、警察に対する県民の意見、要望等を把握して警察活動に反映させるため、積極的に公聴会、世論調査、アンケート調査及びその他の公聴活動（以下「公聴会等」という。）を行うものとする。

なお、公聴会等の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 警察活動全般にわたる公聴会等は、広報県民課において企画運営する。
- (2) 公聴会等には、努めて所属長及び関係幹部が出席し、県民の警察に対する関心と理解を深めるよう努める。

第8 意見、要望等の把握

意見、要望等の受理及び処理に当たっては、関係者の基本的人権を尊重し、次の事項に配慮して、誠意をもって迅速、的確に対応するものとする。

- (1) 常に関係法令を研究するとともに、円満な常識のかん養に努めるほか、相談にあっては親切、丁寧に対応し、気軽に話せる雰囲気醸成する。
- (2) 相談を受ける場所は、落ち着いて話せる場所を選定するとともに、申出人のプライバシーの保護に配慮する。
- (3) 先入観にとらわれず、相手の話をよく聞き、その意を把握する。
- (4) ささいなことでも軽視することなく、誠意を持って応対し、服装、地位等により不公平な取扱いをしない。
- (5) 知り得た秘密は厳守する。
- (6) 職員の親族その他縁故関係者の事案で公平を疑われるようなときは、上司に報告してその指揮を受ける。

第9 新聞投書

1 処理方針

新聞投書（以下「投書」という。）については、広報及び広聴の観点に立って適切に処理し、投書者はもとより、広く県民の理解と協力を得るように努めるものとする。

2 処理担当者

広報官及び広報担当者とする。

3 処理要領

投書の処理に当たり、回答を要するものについては、投書内容を主管する関係所属長が回答文を作成し、広報官を経て本部長に報告するものとする。

4 対応上の留意事項

投書の回答に当たっては、事案の真相と警察の見解を明らかにするほか、次の事項に留意するものとする。

- (1) 回答は、警察本部長、関係所属長等、責任ある幹部の名において行う。
- (2) 誤解に基づくもの又は非難、中傷等による投書に対しては、警察の真意、事案の真相を明確に示し、誤解や不信の解消に努める。
- (3) 投書事実のほか、広報上特に付け加えるべき事項があるときは、努めてこれを取り入れる。

第10 報告

所属長は、広報活動実施状況を広報・広聴活動実施状況表（別記様式）により、月報として翌月7日までに報告するものとする。

様式 〔略〕

別図 〔略〕

